

オランダにおけるラジオの普及と放送の検閲

杉浦 恭
Takashi SUGIURA

保健体育講座

はじめに

近代文明が20世紀前半にもたらした革命的なマスメディアがラジオである。それまで新聞が読めなかった人でも、ラジオは情報が音声で伝達されるので理解できた。だがラジオは、情報の発信の仕方によっては、様々な問題や危険性をもっていた。瞬時に不特定多数へ向けて発信される放送は、人々を扇動したり、操作された情報が流されたりするからである。そこで、放送の規制や検閲という考え方が生じる。これは、過去、多くの国で見られたが、オランダも例外ではなかった。

本稿は、オランダにおけるラジオの普及とラジオ放送の検閲について報告する。オランダでは、ラジオが、どのように、どのくらいの規模で普及したのか、そして、ラジオ放送の検閲は、どのような経緯で、いかに行われたのかを記す。

1. ラジオの普及

オランダで初めてラジオが放送されたのは、1919年11月6日である。ハーグからの音楽放送だった。そしてこの年に、ヒルベルサム無線放送会社が設立された。その後、1924年から1925年にかけて、四つの放送団体が設立され、政府は、それぞれにラジオの放送時間を

割り当てた⁽¹⁾。

では、どのくらいの規模で、ラジオが普及したのか。これを知るのに参考となるのが、ラジオの受信ライセンス数である。この時代のラジオの普及台数や受信者数については資料がないため、ラジオを受信する際に必要な受信ライセンスの取得数が、普及の程度を知る上で有効である。

表1は、オランダにおけるラジオの受信ライセンス数を示している⁽²⁾。1925年に公共放送が開始されると、翌年には24,000件の受信ライセンスが取得された。オランダの全世帯からみれば、受信率は1.3%にすぎなかったが、1930年には、429,000件まで増え、4年間で取得されたライセンスは40万件を越えた。1932年の受信率は27.7%であることから、この時点で国民の約四人に一人がラジオを聴いていたことになる。その後もライセンスの取得件数は増え、1937年には、ついに100万件を越えた。このときの受信率は49.0%だから、国民の約半数がラジオを聴いていた。第二次世界大戦が始まった1939年には、140万件を越えた。戦後の1948年には250万件を越え、1959年には300万件を越えた。1959年には受信率が98.5%であることから、ほぼ全ての国民がラジオを聴いていたことになる。

特に受信ライセンス数の増加が著しいのは、1933年

表1 ラジオの受信ライセンス数

年	受信ライセンス数	受信率 (%)
1926	24,000	1.3
1930	429,000	—
1931	524,000	—
1932	560,000	27.7
1933	648,000	—
1934	909,000	—
1935	947,000	—
1936	989,000	—
1937	1,072,000	49.0
1938	1,109,000	—
1939	1,438,000	—
1948	2,563,000	63.9
1959	3,095,000	98.5

(Mitchell 1980 p.702, Setten 1987 p.109より作成)

注：受信率は、オランダの全世帯に占める受信ライセンス数の割合。
受信率の空欄はデータなし。

から1934年にかけてと、1938年から1939年にかけてである。1933年はナチスが政権を掌握して独裁政治が始まり、1939年は第二次世界大戦が勃発した時期である。国際的な情勢の不安から、オランダ国民は受信ライセンスを取得してラジオ放送に耳を傾けたと考えられる。ラジオは、新聞と違い、瞬時に情報を伝達するため、タイムリーな情報を得るのに適している。また、文字が読めない人でも、ラジオは生の情報を得られる。オランダはドイツの隣接国ゆえ、人々はナチスの動きをいち早くラジオで知ろうとした。第二次世界大戦についても同じことがいえる。こうして、この時期に受信ライセンスの取得数が急増した。

受信ライセンス数と受信率の増加を比較すると、1937年までは、両者がおおよそ比例して伸びたが、その後は、ライセンス数が受信率より大きな伸びを示した。これは、世帯数の増加にともなう受信ライセンス数の大幅な伸びである。戦後、核家族化が進んだことによる総世帯数の著しい増加を意味している。

次に、放送団体とその会員数からラジオ放送の普及をみてみよう。

オランダのラジオ放送は、基本的に放送団体の規模によって時間枠が決められた。そのため放送団体は、自分たちの時間枠を拡大するため、自団体の会員を増やそうとした。また、放送団体の運営は、主として団体を支える会員からの寄付金によって成り立っていたため、実質その運営母体となっている縦割り社会の柱

を中心に会員の勧誘を行った。よって、多くの人は、自分が属している柱がもつ放送団体に加入し、その団体が運営するラジオ放送を聴いた^③。つまり放送団体の会員数によって、どの団体のラジオ放送がどのくらいの規模で聴かれていたか、そして、放送時間枠がそれぞれの団体で、どのくらい差があったのかが分かる。これは、放送団体別にラジオがどの程度聴かれていたかを知る手がかりになる。

これを示しているのが、表2である。オランダで放送団体が設立され、団体別にラジオ放送が始まったころ、最も多い会員数をもっていたのが、思想・信条、政治的に中立な AVRO であった。1926年には3万人を超える会員数をもち、他の放送団体に大きな差をつけていた。キリスト教の道徳や価値観に基礎をおきながらも、古くから自由を尊重した国民性の現れである。オランダは、プロテスタント色の濃い北部と、カトリック色の濃い南部という線引きがあるが、近代化が進むなかで、都市では、伝統的な価値観を尊重しながらも自由主義的な考えをもつ人が多かった。特に20世紀に入ってからは、保守的な価値観を嫌う若者が増えた。このことがラジオ放送の会員数に現れた。とはいっても、近代化の遅れた地域や、中高年層、保守的な考えをもった人々に支持された宗教派の放送団体の会員数も多かった。1920年代の終わりには、かなり増えた。これは、保守的な宗教派が、ラジオ放送に関心をもった時期が遅かったからである。都市を生活基盤として

表2 放送団体とその会員数

(単位：人)

年	NCRV	KRO	AVRO	VARA	VPRO
1925	600				
1926	1,800		31,800	500	
1927	6,000	3,000	55,000	1,648	
1928	20,000	—	90,000	4,105	
1929	60,000	30,000	113,000	27,000	
1930	71,000	54,250	141,475	67,674	26,329
1931	98,435	89,570	152,726	103,042	32,032
1932	108,833	108,200	174,682	127,989	28,389
1933	118,147	120,430	200,258	134,158	26,683
1934	121,551	130,203	198,187	113,576	24,200
1935	125,110	132,888	198,127	97,377	22,766
1936	118,204	138,287	195,997	93,957	21,624
1937	118,229	137,570	198,033	90,713	21,566
1938	124,298	153,556	—	101,307	16,188
1939	126,444	154,177	206,934	106,665	27,742
1940	136,144	161,151	230,100	108,571	34,780
1941	117,000	—	—	—	37,478

(Gosman 1993, p. B1550-10より作成)

注：NCRV (Nederlandsche Christelijke Radio-Vereeniging) は、プロテスタント系の放送団体。

KRO (Katholieken Radio Omroep) は、カトリック系の放送団体。

AVRO (Algemeene Vereeniging Radio Omroep) は、中立系の放送団体。

VARA (Vereeniging van Arbeiders Radio-Amateurs) は、社会党系の放送団体。

VPRO (Vrijzinning-Protestantse Radio Omroep) は、自由主義的なプロテスタントの放送団体。

いる自由主義的な人々は、いち早く科学技術の成果であるラジオに興味を示し、中立的な放送団体に加入したと考えられる。プロテスタント系のNCRVは、比較的早い時期に会員数を増やしたが、1930年代に入るとカトリック系のKROが会員数を伸ばした。1933年以降は、KROがAVROに次ぐ会員数をもっていた。しかし、これは新たなプロテスタント系の放送団体VPROの設立によって、NCRVの会員が流れたことによる。保守的なプロテスタンティズムより、自由主義的なプロテスタンティズムを支持する人が増えたのである。ただ、NCRVとVPROの会員数を合わせると、KROの会員数とほぼ同じになる。ということは、プロテスタント系とカトリック系のラジオ放送時間は、おおよそ同じであったと推察される。

1920年代の終わりから1930年代の初めにかけて、会員数を伸ばしたのが、社会党系の放送団体VARAである。1930年代の初めには、NCRV、KROより多い会員を有していた。1929年に始まった大恐慌は、この年の終わりにオランダへも波及し、翌年には失業者が急増した。1931年には国内の失業者が10万人を越え、不況による賃金切り下げと、長時間労働が、国民の不満を高めた。不況は長引き、1933年には、失業者が35万人を越えた。このような時期に支持を得て会員数を伸ばしたのが、社会党系の放送団体だった。しかし、1930年代半ばになると伸びが止まり、AVRO、KRO、NCRVに次ぐ会員数となった。

これらから、オランダのラジオ放送は、1930年代に入ると、中立系、宗教派系、社会主義系の順で、放送時間枠が取られ、聴かれていたことが分かる。

2. 放送の検閲

ラジオの普及が進めば、放送内容によっては、多くの人が思想や価値観で多大な影響を受けることもある。政府が中立的な立場で放送時間を割り当てたとしても、放送する側に思惑があれば、内容によっては問題になる。情報を正確に伝えることは当然の義務だが、思想・信条に強い影響を与えたり、他に対する誹謗中傷や道徳的に問題のある放送は、規制しなければならない。ラジオ放送は、一瞬にして人々に多大な影響を与える可能性があるため、プロパガンダのもつ危険性を最大限に発揮することもありうる。

政府は、当初、放送内容について、ある程度、放送団体の自主的な規制に任せていた。団体の倫理観や道徳心を信頼し、問題となる放送があれば、後で対処すればよいと考えていた。しかし、実際に社会通念や一般的な道徳から逸脱した放送が行われても、後で確かな証拠がなければ、うやむやになってしまうのが実状だった。そこで問題となる放送の記録と、その内容についての吟味が必要とされた。こうして放送の検閲が、制度として考えられるようになった。

本稿では、ラジオ放送が始まった後に、放送の検閲制度がいかにつくられ、どのように検閲が行われたかを記す。

前述したように、オランダで初めてラジオが放送されたのは1919年だったが、その後、ラジオ放送が意外にも多くの人に影響を及ぼしていたことが調査で分かった。ラジオ放送に対する人々の関心が高かったこともあるが、問題は、政府に対する批判や商品の宣伝などに、人々が様々な反応を示したことだった。このときから政府はもちろん、企業や政治団体も、ラジオのもつ影響力に強い関心をもった。すると政府は、1920年に国営通信局を設立し、放送局に音楽と出版物に関する情報のみを放送するよう指導した。ただ、これは、あくまで自主的な規制を求めるものだったため、拘束力はなかった。

ラジオが、政治的、宗教的、商業的、文化的、リラクゼーション効果など、様々な影響を与えると考えた国営通信局は、1920年以後、ラジオ放送に何らかの規制を設ける必要があるとの認識をもった。検閲までは行わないにしろ、個人、集団、企業、放送団体など、情報を発信する側に放送許可を与え、放送内容に問題のある場合には、許可の取り消しを行うというラジオ放送の許可制度である。議論の末、政府は放送許可制度を成立させ、ラジオの放送には許可が必要なことと、放送内容に問題のある場合は、放送許可の取り消しもあり得ることを制度化した。

1920年代後半に入ると、政府はラジオ放送についてさらに細かい点まで議論を進めた。放送内容に関する指針づくりや指導、検閲の実施についてである。指針づくりと放送の検閲は、国家の安定と社会秩序の維持、そして国民の道徳心の保持という観点から必要と考えられた。

放送内容の指針づくりについては、宗教派(カトリックとプロテスタント)と自由主義派の間で、共通の理念や価値観を盛り込むことが提案された。これは当時のオランダ議会が、事実上、これらの勢力によって動いていたからである。その結果、両派の価値観と王室の尊重、規範や道徳を重んじ、緩やかなナショナリズムを認める旨の指針が作成された。

検閲まで必要と考えられたのは、1926年に入ってから縦割り社会を構成するそれぞれの柱が、自分たちの勢力を伸ばそうと、ラジオを使って宣伝を始めたからである。宣伝は、次第にエスカレートし、他の勢力に対する批判や中傷が行われた。また、このころ、特別な思想をもつ集団が、ラジオ放送を利用したことも検閲の必要性を高めた。そこで国営通信局は、放送局が制作する番組と(人や集団が制作したもの)、放送者(アナウンサー)の二つを監督する必要があると考えた。

国営通信局は1927年に強い権限を与えられ、放送許

可の適用を厳しくしたが、検閲までには至らなかった。ただ、公正、平等な立場で放送されているかについて、ラジオ放送を監視・監督するようになった。

政府は、特に、選挙に関する放送について注視していた。そこで国営通信局は、ラジオ放送の監視を強め、偏った政策提言をしたり、問題のある演説を行えば、放送の途中で止めさせた。もう一つ、政府が気にかけていたのは、労働団体がしばしばストライキの意義や労働者の団結を訴える放送を行ったことだった。この場合には、強制的に止めさせることはできなかった。また、外交関係のある国に対して、批判的な意見を述べる放送についても問題視していた⁽⁴⁾。

実際問題、政府は、ラジオがここまで大きな影響を社会に与えようとは予測していなかった。ところが、ラジオ放送を利用した様々な問題が生じると、何らかの規制を行わざるを得ないと考えた。はじめは、問題のある内容が放送されてから対処すればよいと構えていた。つまり、放送後に問題があると思われるものがあれば、その内容について吟味・審査し、その上で最悪の場合、放送許可の取消処分を行う事後的な措置を取ればよいと考えていた。しかし、内容によっては放送後に取り返しのつかない事態が起こる可能性もある。そこで事後的な対処だけでなく、放送前にも何らかの対応をとる必要があると考えた。予防的措置である。まず、対象とされたのが、政治的意図をもった放送と外交に関する批判的内容の放送だった。倫理・道徳的な内容についても対象とされたが、それほど議論にはならなかった。政府は、政治的な内容が放送されることで起こる国内の混乱や不利益、国際的な緊張を恐れていた。予防的措置に対する具体的方策は、こうして検閲という形へ向かった。

だが、ことはそれほど簡単ではなかった。放送側には表現の自由という盾があった。オランダは、建国以来、国民に表現の自由を保障してきた。17世紀の黄金時代以降、表現に対する行政の介入はなかった。法律で具体的に保障されていたわけではなかったが、当然の権利と考えられていた。1847年制定の憲法第7条には、「法律のもとにある全ての人々の責任を除いて、何人も、印刷によって、思想または信条の公表を行うのに、事前の許可を必要としない」とある。当時有効だったこの文面の解釈について、政府は、ラジオは印刷物と違うので法律の適用範囲に入らず、事前の検閲も可能だと考えた。これに対して放送局側は、「印刷によって」と書かれていながらも、ラジオのない時代につくられた法律であるため、その精神を尊重するならば、当然、ラジオも事前の許可を必要としないと主張した。

議論の結果、表現の自由の精神を尊重しながらも、「印刷によって」という文言は、印刷物に限って有効であると解釈することになった。それは、ラジオが印刷物と違って、多くの人に即効的な影響力をもつと判

断されたからである。また、放送者の声のトーンや感情表現によっては、聞き手が受ける印象も違い、個々の判断にも影響を及ぼすと考えられたからである。こうして、ラジオ放送に対する予防的措置が検討されることになった⁽⁵⁾。

国家としても、社会に有害な情報が流される可能性があれば、国民を守る責務から、事前にそれを阻止することは理にかなっていた。そこで政府は、予防的措置について、検閲の導入を積極的に検討した。しかし実のところ、検閲の導入は、反体制派がラジオを使って支持者の拡大を狙い、いつの日か、ラジオを利用して大衆を扇動し、革命的な行動に出ることのないよう、事前に抑えこむことが目的だった。

こうして政府は、検閲委員会発足の準備を始めた。1929年1月29日には、ラジオ協議会 (Radioraad) が設立され、その後、この組織がラジオに関する様々な規則の作成に当たった。協議会のメンバーは政府関係者だけでなく、様々な分野の有識者によって構成された。ラジオ協議会の中に、ラジオ放送局を監督し、放送を監視する委員会が創られた。これが1930年7月16日に発足したラジオ放送監督委員会 (Radio-omroep Controle Commissie) である。委員会は、ラジオ放送を検閲する任務を負うことになった。発足時、委員会のメンバーは5名でスタートし、委員は幾つかの省庁から指名された。法務省からは法律家が指名され、教育・芸術・科学省からは学識経験者が指名された。委員長は内務省が任命した。委員は、特定の政党や集団を優先したり、特定の価値観に偏ってはならないこと、公平・公正な基準で検閲を行うことが義務とされた。

ラジオの放送内容を事前にチェックする制度は、1930年8月から予防的検閲として始まった。ここで注目すべきは、多くの知識人が、自由の国オランダを大切にしながらも、当然のこととしてラジオの検閲を認め、また、これを必要と考えていたことである。政治家だけでなく、学者や法律家のほとんどが、大衆に与えるラジオの影響力を考えると、何らかの規制が必要だと認識していたのである。

ここからは、検閲の内容について記す⁽⁶⁾。

まず放送局は、放送を行う前に、番組とその内容をラジオ放送監督委員会に申請し、放送許可を受けなければならなかった。申請に疑義があれば、より詳しい内容について説明しなければならなかった。内容に問題があると判断されれば、放送を取り消すか、許可のおりる内容に変更させられた。

放送の申請は、番組をジャンル別に分け、その上でジャンルごとの基準で審査された。ジャンルは、コマーシャル、道徳、宗教、政治、国際関係、自然などに分かれていた。

コマーシャル番組については、柱の勢力拡大や政治的意図が読みとれるものは許可されなかった。政党の

宣伝や洗脳を促すような番組は禁止された。また、他の政党や組織、あるいは企業や団体に対する批判や中傷も禁じられた。逆に、特定の政党や宗派だけを賞賛する放送も認められなかった。

出版本の宣伝も禁じられた。大きな出版社が、資金を投じてコマーシャルを利用し、書籍の売れ筋を支配することを防ぐためであった。

問題となったのは、流行語や若者が使う俗語の放送だった。委員会は、はじめ、これを黙認していたが、後に規制に乗り出した。しかし、規制の対象となる言葉をどう決めるか、その判断基準をどこに置くかが議論になった。結局、一般的な社会通念から逸脱している言葉、倫理・道徳上、問題がある言葉という基準で放送禁止用語が定められた。

性に関する表現も規制の対象とされた。男女交際、結婚、性行為などに関する表現は、こと細かく放送禁止事項が定められた。基本的には、伝統的なキリスト教の倫理・道徳観から外れるような表現は禁止された。肉体的な快楽や神経的な刺激を楽しむ表現は、厳しく取り締まられた。性器に関する直接的な表現や、卑猥な言葉も禁止された。男女交際や結婚について、真面目に議論するような番組でさえ、深夜の時間帯でないと許可されなかった。同性愛や浮気・不倫に関する表現は論外だった。

放送許可を受けずに放送した場合や、事前に許可された内容と違った放送を行った場合は、その放送団体もつ以後の番組の時間枠が減らされた。言葉や表現に若干の問題があった場合は嚴重注意で済んだが、違反の程度が重ければ、番組の放送許可取り消しや、放送時間枠が制限された。

検閲官は自らの権限で放送を中断できたため、放送中に、明らかに問題のある発言があれば、すぐさまス

イッチを切ることもあった。これを強制的介入といい、場合によっては、放送中に番組を強制的に変更させることもできた。

放送内容について、委員の間で判断が難しい場合や、判断が分かれたときは、最終的に大臣の判断で決められた。

実際に、監督委員会によって、放送に対する介入がどの程度あったのか。これを示しているのが、表3である。1930年から1940年にかけて、放送局が放送を予定または放送したラジオ番組の全てについて、ラジオ放送監督委員会が予防的・強制的介入を行ったものを項目別に示している。

項目別にみた場合、公秩序に関する問題から介入を行ったケースが圧倒的に多い。これだけで10年間の介入件数の43%を占めている。次に多いのが、国家の安全に関する問題や、良俗に反することから介入を行ったケースである。年次ごとの介入件数の合計をみると、1933年に急増している。

これらが意味することは何か。

公秩序に関する問題から介入が増えたのは、1933年から1935年にかけてである。これは明らかに隣国ドイツの影響による。政治的に公秩序を乱すような内容の番組や、国家社会主義を賞賛する放送に対して介入が行われた。この時期に国家安全上の問題から介入を受けた放送番組が多かったのは、ドイツに対する警戒的あるいは批判的な放送が、国家の安全上、好ましくないと判断されたためである。第二次世界大戦が始まった1939年にも国家安全上の問題から介入件数が増えている。これは中立主義を守ろうとするオランダが、他国を刺激しないよう、放送内容に神経を尖らせていたためである。

良俗に関する問題からの介入は、1930年代の初めを

表3 ラジオ放送監督委員会の予防的・強制的介入の項目別件数

(単位：件)

年	宣 伝	良 俗	公秩序	国家安全	形式的不備	その他	不 明	合 計
1930	1	7	15	1	4	5	0	33
1931	1	17	28	12	3	6	2	69
1932	6	29	25	1	3	12	14	90
1933	5	36	128	42	21	30	35	297
1934	3	18	108	28	6	17	6	186
1935	13	30	101	31	7	11	6	199
1936	23	26	65	32	1	5	0	152
1937	21	27	69	17	0	3	3	140
1938	27	29	53	46	3	8	4	170
1939	13	34	63	61	1	6	2	180
1940	6	19	26	29	3	0	2	85
合 計	119	272	681	300	52	103	74	1601

(Wijfjes 1988, p.349より作成)

注：「形式的不備」には、手続き上の問題も含まれる。

除いて、平均して年間30件程度ある。これは30年代が、経済的不況と世界的な情勢の不安定、古い慣習や保守的な価値観に対する反発などから、道徳や性、若者の過激な流行など、良俗に反する内容がラジオで放送されたからである。

ラジオ放送が、何らかの宣伝に利用されたことによる介入はそれほど多くなかったが、1935年から増えている。企業や個人的な宣伝もあったが、それより政党の宣伝が問題となっていた。国家社会主義を理念とした政党 NSB (Nationaal Socialistische Beweging) の1935年における政治的躍進が、他の政党を刺激してラジオ放送による政治宣伝が行われたり、NSB が自ら宣伝を行ったことで介入が増えた。

次に、放送団体別にみた番組への介入について見る。表4は、放送団体が監督委員会に放送申請をした後、検閲によって、番組の一部あるいは全体が不許可となった件数を年代別に示している。

年度別総件数を見ると、表3と同じように1933年以降、不許可となった番組が多い。ただ、番組の全体が不許可になったケースよりも、部分的に問題があり、内容の一部が不許可となったケースの方が多い。

放送団体別で不許可件数が多いのは、社会党系の放送団体 VARA である。VARA の10年間の不許可件数は、総件数の73%を占めている。ということは、全体にしる一部にしる10年間で不許可となった番組の三分の二以上がこの団体の申請した番組であった。いかに VARA が、検閲に通らない番組を制作していたかがわかる。

1933年から1935年にかけては、不許可となった全件数の8割以上が VARA の申請した番組であった。当時のオランダは、経済恐慌の影響を引き吊り、依然として不景気から抜け出せない状況にあった。そのため

失業者は増え、労働時間が延長され、物価は不安定だった。ドイツではナチスが政権を執り、効果的な失業対策をとりながら国家社会主義の魅力を説いていた。そうしたなか、VARA は労働者の団結を訴える番組を数多く制作した。労働者によるデモやストライキを恐れた政府は、厳しく検閲を行うよう委員会に働きかけた。

VARA 以外の放送団体で、不許可となった番組を比較的多く申請していたのが、カトリック系の KRO である。もちろん VARA に比べれば少ないが、それでも他の放送団体より多い。放送番組の全体が不許可となったものは少ないが、部分的に不許可となった番組が多い。これは KRO が、カトリック派の組織やサークルなどの宣伝をしばしば行ったためである。

これらの放送団体は、支持母体として縦割り社会を構成する柱が背後にあり、それぞれの柱がもつ政党と密接な関わりがあった。そのため放送団体は、柱とその政党を宣伝する役割をもっていた。ただ、公には、政治的な宣伝を禁じられていたので、政党とは直接関係のない内容で、自分たちの派閥の魅力を紹介するような放送を行おうとした。その理由は、もちろん柱の強化と勢力の拡大であった。最も有効なのは、自派の理念や政治への提案を、ラジオ放送のなかで魅力的に説き、選挙で議席数を伸ばすことだった。だから放送団体は、規制のぎりぎりまで、自派の宣伝を効果的に行おうとした。

オランダでは、伝統的な政党が放送団体を通じてラジオ放送を行おうとすれば、比較的容易に放送許可を取ることができた。それは伝統的政党が、縦割り社会の主要な柱を代表していたからである。それ故、監督委員会は、彼らを信用して許可を出していた。これに対して、革新政党や新興的な派閥が放送許可を取ろう

表4 放送団体別にみたラジオ番組の放送不許可件数

(単位: 件)

年	NCRV		KRO		AVRO		VARA		VPRO		合計		年度別 総件数
	部分	全体	部分	全体	部分	全体	部分	全体	部分	全体	部分	全体	
1930	2		1				14	5			17	5	22
1931		1	3				37	12			40	13	53
1932			1		2		48	16			51	16	67
1933	6	1	11	4	6		101	87			124	92	216
1934	3	1	11	2	1	1	70	44			85	48	133
1935	4		15		3	4	93	31		2	115	37	152
1936	4		14	5	4	7	52	25	2		76	37	113
1937	6		15	8	2	1	42	26	1		66	35	101
1938	2	2	23	7	7	2	41	20	8	2	81	33	114
1939	12	1	32	1	19	5	58	13	2	1	123	21	144
1940	7	4	11		15	1	23	8	3		59	13	72
合計	46	10	137	27	59	21	579	287	16	5	837	350	1187

(Wijfjes 1988, p.346より作成)

注: 放送団体別の「部分・全体」は、検閲による放送番組の部分的不許可と番組全体の不許可を意味する。

とすると、審査が厳しく、たとえ許可されても時間枠は短かった。

前に述べたように、オランダには国家社会主義運動(NSB)という親ナチスのファシズム政党があった。NSBが放送許可を取ろうとすれば、まず政治的意図について厳しい審査を受け、検閲をパスしても、支持者の数からいって放送は短い時間に限られた。

1934年以降、監督委員会は、ラジオ放送のなかで、他の政党に対する批判や皮肉を込めた表現について、厳しく取り締まった。これは、当時NSBが、主要政党に対して、批判や中傷を行っていたからである。そこで委員会は、政党や政治集団が放送団体を通して放送許可を申請した場合、それまでにない厳しい検閲を行うようになった。以前は許可された内容も、1934年以降は許可されないケースが多くなった。単に娯楽を目的とした放送内容ならば許可されたが、政治宣伝を目的とした放送は厳しく規制された。特に選挙の時期は、多くの番組が放送禁止となった。急進的な派閥や極右勢力の躍進を抑えるためであった。

しかしながら、ファシズムを抑え込む放送もできなかった。NSBに対する批判は、特定政党への批判が禁止されていたことによりできなかったが、ファシズムに対する批判は、隣国ドイツの勢いからして、国防上、得策ではなかったからである。そのため、ラジオでファシズム批判が放送されることはなかった。政府はNSBを危険な政党と認識しながらも、監督委員会は特に対策を取らず、事実上、無視した。国際情勢から見て、ナチスやファシズムを正面から批判することは避けるべきだとの判断があった。

1930年代後半になると、政府はラジオ放送に神経を使っていた。オランダは、国際的に中立の立場をとりながらも、いつ侵略を受けても不思議ではない状況にあったからである。自国への侵略を防げるほど、オランダの軍力は強くなかった。たとえ民放であっても、ラジオで特定の国を批判する放送が行われれば、オランダの民意であると受け取られかねない。政府は、特にドイツに対してセンシティブになっていた。既に、オランダへの圧力を感じていたからである。そのため、外国の報道番組や、国際関係に関する討論番組への検閲は厳しさを極めた。他国の政治に対するコメントを避けるよう、放送団体へ強い指導が行われた。

もともとラジオの検閲は、国家の安全や社会秩序の維持を目的に、放送の中立性を保つために行われた。しかし、それは時によって、重みに違いがみられた。

1930年代前半の検閲は、国民の統一や団結、社会秩序の維持や道徳の保持に重みが置かれた。1930年代半ばからは、国内の極右勢力を抑えることや、政治的な安定に重みが置かれた。1930年代後半になると、検閲は外国に対する発言に注意が払われ、特にドイツに対してナチスを刺激しないよう検閲が行われた。

だが皮肉にも、オランダがドイツに侵略され、占領されると、ナチスはオランダの検閲システムをうまく利用して、オランダ国内のラジオ放送をスムーズに統制した。そして、ナチスの宣伝を行ったのである。

おわりに

本稿は、オランダにおけるラジオの普及と放送の検閲について記した。

ラジオは、1920年代後半から普及し、1930年代の終わりには国民の半分がラジオを聴いていた。特に、ナチスが政権を掌握した時期と、第二次世界大戦が始まった年の普及が著しかった。特筆すべきは、オランダの縦割り社会を構成する柱が、ラジオの普及に貢献していたことである。

放送の検閲は、政府が設立した国営通信局のラジオ放送監督委員会によって行われた。検閲は、国家の安定と社会秩序の維持を目的とし、放送の中立性を保つために制度化された。しかし実は、時の政府が体制の維持を図るために行ったともいえる。既存の価値観や現政治体制を維持するため、オランダでは保守的な対応が取られたのである。

註

- (1) 放送団体は、オランダの縦割り社会を構成する四つの柱から設立された。カトリック系のKRO (Katholieken Radio Omroep)、プロテスタント系のNCRV (Nederlandsche Christelijke Radio-Vereeniging)、社会党系のVARA (Vereeniging van Arbeiders Radio-Amateurs)、中立系のAVRO (Algemeene Vereeniging Radio Omroep)である。放送番組の案内は、郵便局の配達業務に便乗して人々に届けられた。
これらの放送団体は、運営費を会員の寄付に頼っていた。しかし1945年になると、政府は、会員の寄付と番組印刷事業からの収益の他に、ラジオ受信機使用認可料の収益も放送団体の運営に当てた。
- (2) ラジオの受信ライセンスは、世帯単位で発行された。個人で取得するケースもあったが、ほとんどの場合、家族で取得した。つまり、ラジオを聴くのにライセンスは、一人に一件必要なわけではなく、一世帯にライセンスを取得すればよかった。多くの人は、家族が一世帯で生活していたため、家族全員がラジオを聴くのに必要なライセンスは一つでよかった。そのため、表の受信ライセンス数は、ラジオを聴いている人の総数を示しているわけではない。また、表の受信率は、国民全体に占めるラジオの受信率ではなく、世帯単位でみた受信ライセンスの取得率を示している。このことから、受信率がそのままオランダでラジオを聴いている人の割合を示すものではない。
- (3) 縦割り社会を構成する柱がもつ放送団体は、政治的に中立的な放送を義務づけられていたが、実際は柱の宣伝を目的として、自分たちの放送時間枠の拡大を狙った。そのため、会員数の増加に努めたのである。会員数の増加と放送団体が流すラジオ放送は、結果的に柱全体の勢力の拡大につながると考えられた。
- (4) 当時オランダは、イタリアと友好関係にあったため、放送でしばしばムッソリーニの悪口を言ったり批判する者がいた

ことに、政府は頭を痛めていた。こうしたケースには、放送の途中で、突然クラシック音楽が流れたり、時には、放送中に電源が切られたこともあった。このような行為に対しては、ラジオ放送に対する政府の恣意的な介入が強まったとして、国民から批判が起きた。

(5) 予防的措置について、当時、多くの社会学者は、検閲の実施が効果的だと主張した。大衆は、放送される内容をそのまま鵜呑みにするので、事前に放送内容のチェック、つまり検閲が必要だというのである。大衆は、良く言えば、素直で受け身的な存在なので、結局、ラジオに振り回されてしまうと社会学者は捉えていた。(Wijffjes 1988, p.43)

(6) ここでいう検閲は、ラジオ番組の内容について、特定の発言や表現を予防する、または強制的に抑える目的をもって、政府が放送局の番組を監視することをいう。

ところで、検閲には、事前に放送内容を審査する予防的検閲だけでなく、放送中の聴取や録音したテープをもとに放送

後にチェックする事後的な検閲があった。事後検閲は、予防的検閲で許可した内容が守られているかどうかを監視することと、守られなかった場合には、何らかの厳しい措置を取るために行われた。

引用文献

Gosman, J.G 1993, "Massamedia:radio en televisie" in *Compendium voor politiek en samenleving in Nederland*, s.v.p. schriftelijk inzenden red., Bohn Stafleu Van Loghum.

Mitchell, B.R 1980, *European Historical Statistics 1750-1975*, The Macmillan Press.

Setten, Henk van 1987, *In de schoot van het gezin*, SUN Nijmegen.

Wijffjes, Huub 1988, *Radio onder restrictie*, Stichting beheer IISG.

(平成18年 9 月19日受理)